

被災者生活支援実施本部の令和3年度以降のあり方について

1 被災者支援に関して令和3年度以降も引き続き取り組むべき主な課題

(1) 「新・宮城の将来ビジョン」に位置づけられている課題

- ・コミュニティの再構築や、被災者が個別に抱える課題に対応した支援が必要。
- ・心の不調を訴える相談者やうつ病、アルコール関連の問題などのケースに対応するきめ細かな心のケアや見守り・生活相談が必要。
- ・精神的に不安定な状態や落ち着きに欠ける児童生徒への心のケアが必要。

(2) その他の課題（例）

- ・復興住宅の家賃低廉化事業の見直しに伴う被災者の家賃負担増等、被災者の住宅に関する課題
- ・在宅被災者に対する支援
- ・コロナ禍で悪化する被災地の雇用等

2 令和3年度以降の方向性（案）

構成員の人数を絞り、以下の役割を担う部会へと移行する。

<役割>

・被災者支援関連事業の進捗管理

「復興・サポート事業」のうち、被災者生活支援関連の事業の進捗管理を行う。

・被災者支援に資する情報共有

被災者支援に係る事業の担当課間で情報共有をすることで、庁内の連携を促進し、より効果的・効率的な事業の実施を目指す。

・被災者支援に係る課題についての議論の場

被災者支援に関して、令和3年度以降も継続して取り組むべき課題及び新たに発生する課題について関係課室と意見交換・議論する必要がある場合の受け皿とする。

3 構成員の考え方

- ・「復興・サポート事業」の進捗管理を行うことから、当該事業を担当する課室のうち、事業内容等を鑑み、被災者支援において重要な役割を持つと思われる課室を中心に構成する。
- ・これまで構成員であった課室については、これまでの経緯や被災者支援への関わり方（直接・間接を問わず）も含め、総合的に判断する。
- ・被災者支援に関する「復興・サポート事業」を持っていない課室であっても、被災者支援と重要な関わりがある分野を所管する課室、及び事務局において情報共有が必要と判断する課室については構成員とする。

4 令和3年度以降の体制（案）

(1) 所掌事務

被災者生活支援に関すること

(2) 事業数

「新・宮城の将来ビジョン実施計画」において、「被災者支援」に分類される40事業

※事業の数は、「復興・サポート事業」の数え方に基づく。

※現在、財政課及び震災復興政策課で精査中であるため、今後変更となる可能性あり。（確定は年度末頃を予定）

(3) 構成員案

資料4-3参照（※今後さらに検討進め、変更となる可能性あり。）

(4) 会議の開催頻度・時期・内容等

○進捗管理のため、年に一度定例開催

・開催形式：対面開催

・時期：7月～8月

・内容：前年度の実績報告及び課題・取組の情報交換、並びに当年度の予定

○その他、開催する必要があると判断された場合に随時開催